



平成 22 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名	新 日 本 空 調 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 高 橋 薫
コ ー ド 番 号	1952 (東 証 第 1 部)
問 合 せ 先	専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 荒 井 伸 TEL (03) 3639-2700

**会社の支配に関する基本方針の改定および
当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について**

当社は、平成 19 年 6 月 22 日開催の第 38 回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入しております。

旧プランの有効期間は、平成 22 年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 41 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

当社は、旧プラン導入後の金融商品取引法の施行、買収防衛策としての新株予約権の無償割当てに関する裁判所の一連の決定、経済産業省に設置された企業価値研究会が「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書を公表するなど、買収防衛策をめぐる議論が重ねられている状況や、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行によるいわゆる株券電子化の実施等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のための取組みとしての買収防衛策の在り方について更なる検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成 22 年 5 月 21 日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を改定するとともに、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを以下のとおり更新することを決定いたしましたので、お知らせいたします。（当該更新後の当社の買収防衛策を、以下「本プラン」といいます。）

更新の主な内容は次のとおりです。

- 金融商品取引法の施行に伴う所要の修正
- 株券電子化が実施されたことを踏まえた所要の修正
- 大量買付者に対して提供を要求する情報の明確化
- 対抗措置発動の要件の明確化

詳細につきましては、別添に記載しております。

なお、上記を決定した当社取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの更新に賛成する旨の意見を述べております。

1. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、「空気を中核とする熱・水技術の研究と開発に努め、環境創造分野に新たな価値を創り出し、社会的に信頼される技術とサービスを提供する企業の実現を目指す」との企業理念のもと、空気・水・熱に関する高度な技術を駆使し、地球環境に配慮した空気質環境を創造するとともに、株主・顧客・職員をはじめ全てのステークホルダーの人々との信頼関係を大切にし、豊かで潤いのある社会資本の形成発展に貢献する会社であることに努めております。

当社は、近代空調のパイオニアである米国キャリア社と三井グループ企業の合弁により 1930 年に設立された「東洋キャリア工業」を前身とし、1969 年に設立されました。東洋キャリア工業は満州鉄道特急アジア号での“世界初”全列車空調や、“日本初”の原子炉空調を手掛けており、当社は、その高い技術力と時代をリードするパイオニア精神、「新しいもの」に取り組むチャレンジ精神を受け継ぎ、超高層ビル、大型ホテル、総合病院、ドーム球場、教育文化施設や空港施設、大型地域冷暖房施設、半導体や液晶工場等のクリーンルーム、原子力施設に至るまで、今日なくてはならない様々な施設に独自の技術力を活かしながら貢献し、空調エンジニアリング会社として研鑽を重ねてまいりました。当社の歴史は日本における空調技術の歴史そのものであり、今後も、企業価値の向上、株主共同の利益の確保と向上のため、より一層、技術力を高めてまいります。

当社は、高度な技術力とその担い手となる職員が、当社の企業価値の源泉であると考えております。

空調の草分け企業として当社を支えるものは、高い技術力であります。地球温暖化をはじめとする環境問題が地球規模の大きなテーマとなっている中、世界中で注目を集める原子力発電ですが、当社は国内の原子力発電施設の約40%の施工実績があり、原子力用空調のリーディングカンパニーを自負しております。原子力用空調においては、建屋内の温度コントロールや放射性物質の 대기への流出、万が一の災害を想定した二重三重のセキュリティシステムなど、極めて高度な技術が要求されます。当社は長年培った独自の技術力で、原子力施設の計画から設計、施工、保守、リノベーションに至るまで一貫して対応しております。

また、当社は従来より建物新築時のみならず、リニューアル事業にも先駆的に取り組んでまいりました。地球温暖化対策が叫ばれる中、建物の付加価値を高め、省エネ化、省スペース化、IT化に対応し、建物を長期にわたり維持・管理するための積極的なリニューアルが求められています。当社は、豊かな経験ときめ細やかな調査、様々なシミュレーション技術により、設備の機能を分析、評価し、活用することでメンテナンス&ロングライフサービスに取り組んでおります。

このように当社が業界最先端の企業であり続け、独創的で差別化可能な技術力・開発力を保持し、安全・品質・価格・納期面でお客様に満足していただけるサービスを提供し続けるためには、高度な技術力・開発力と優れた人格を持つ職員が不可欠であると考えております。長年の経験に裏付けされた当社独自の人材開発システムにより、何事においても当事者意識を持って取り組む職員の育成に努めております。

(2) 中期経営計画について

当社を取り巻く環境は、多少回復基調にはあるものの、設備投資の抑制や公共建設投資の縮減傾向を受け厳しい状況が続いております。かかる環境下、中長期的な企業活動の継続と発展を実現させ、企業価値の向上については株主共同の利益の確保と向上を図るためには、長年にわたり蓄積してきた技術力とノウハウをベースに、事業の運営を進めることが極めて重要なことであると認識しております。

これを踏まえ中期経営計画では、「環境設備企業への変革」をキーワードとし、環境に優しい設備企業として、従来以上に環境に配慮した企業活動を展開していく方針で3つの基本課題に取り組んでおります。1つ目は、原子力分野、リニューアル分野を始めとする「現行事業領域の強化」、2つ目に技術の差別化を実現するための独自技術の事業化・実用化による「収益源の多様化」、3つ目として内部統制の確立や人材の育成による「透明性の高い企業活動」を掲げており、これらの課題を達成することにより顧客や社会の要請に応えつつ、定量的には利益重視の方針を徹底しております。

(3) コーポレートガバナンスの強化について

当社は、経営環境の急激な変化に対応するため、迅速な意思決定ができる以下の経営体制をとるとともに、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

- (a) 当社は平成14年4月より執行役員制度を導入し、経営責任の明確化および業務遂行の迅速化を図っております。なお、取締役会は、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、実質的な討議を可能とする人数にとどめ、取締役の職務執行が

効率性を含め適正に行われているかを監督しております。また、取締役会に諮るべき事項および重要な業務執行については経営会議において協議し、迅速かつ適切な運営を図っております。

- (b) 当社は監査役制度を採用しており、監査役会は3名の社外監査役を含む4名体制で、適正に機能しております。各監査役は取締役会、および重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担などに従い、取締役等に営業の報告を求め、重要な書類を閲覧し、また各部門や当社グループ会社へ往査のうえ業務および財産の状況を調査しており、公正かつ的確に監査を実施しております。なお各監査役は、監査役会および監査役連絡会などを通して、意見交換を密にしながら監査の実効性向上に努めております。
- (c) 当社の内部監査を行う内部統制部は、社長直轄としております。監査役と毎月の定例業務連絡会を含め、十分な連携を図りながら、当社各部門および当社グループ会社に対し、定期的に業務執行状況についての内部監査を実施し、経営方針に対する運営管理状況と諸基準に対する適合性を評価し、経営意思の浸透状況を社長に報告しております。
- (d) 当社の会計監査および内部統制監査については、有限責任監査法人トーマツより、独立の立場から監査を受けております。監査法人とは日頃から監査方法等に関する意見交換を密に行っているほか、監査の総合的かつ詳細な報告を受けるなど、緊密な連携をとっております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大量買付けの存在

以上のとおり、当社は中期経営計画に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための諸施策に邁進する所存ですが、近時わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大量買付けの提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付けとの交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

(2) 本プラン更新の必要性

とりわけ、建設業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・

向上させていくためには、上述のとおり、顧客、職員、協力会社等との信頼関係を最大限生かした新日本空調ブランドの強化、建設業界とその周辺事業とのシナジー効果によるグループ全体としての競争力の向上、中長期的な収益基盤の維持・拡大を積極的に実行していくことが必要となります。当社の株式の大量買付けを行う者により、こうした中長期的視点に立った施策が着実に実行されるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

さらに、大量買付者から大量買付けの提案を受けた場合、株主の皆様が、当社の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果ならびにその他当社の企業価値を構成する事項等を適切に把握した上で、当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を判断することは、必ずしも容易ではないと考えられる場合もあります。

これらの事情に加え、現在の株主構成では、三井グループ各社および当社関連団体が上位に位置づけられておりますが、年々その保有割合は下がっており、かつ今後その流動性が増す可能性も否定できないことから、当社取締役会は当社株式に対する大量買付けが行われた際に、大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行ったりすること等を可能にすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みとして、下記4以下にその詳細を記載する本プランの更新が不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は本定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただけることを条件として、本プランを更新することを決定いたしました。

なお、現在当社は、具体的な脅威にさらされているわけではありません。

また、平成22年3月31日現在の大株主の状況は、別紙1のとおりです。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者（下記（2）「本プランの発動に係る手続」（a）に定義されます。以下同じ。）による当社株券等に対する大量買付行為（下記（2）「本プランの発動に係る手続」（a）に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様が当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。（詳細については、下記（2）「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）

(b) 大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付けを行う等、大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある

と認められる場合（詳細については、下記（２）「本プランの発動に係る手続」（f）をご参照ください。）には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第 277 条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。本新株予約権の詳細については、下記（３）「対抗措置の概要」をご参照ください。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は大幅に希釈化される可能性があります。

（c）独立委員会の設置と同委員会への諮問

対抗措置の発動、不発動等の判断については、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、本プランに定めた対抗措置の発動等に関して当社取締役会は、独立委員会に必ず諮問することとします。独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任するものとし、株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プラン更新当初において予定される独立委員会の委員には、佐藤壽孝氏、菱山隆二氏および水野靖史氏が就任いたします。（略歴は別紙 2 のとおりです。）

（２）本プランの発動に係る手続

（a）対象となる大量買付行為

本プランにおいて、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下の①もしくは②に該当する行為またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認した行為を除くものとし、以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い、対抗措置の発動を検討いたします。

- ① 当社が発行者である株券等*1 について、保有者*2 の株券等保有割合*3 が 20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等*4 について、公開買付け*5 に係る株券等の株券等所有割合*6 およびその特別関係者*7 の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

*1 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

*2 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)以下別段の定めがない限り同じとします。

- *3 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- *4 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下②において同じとします。
- *5 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される公開買付けをいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- *6 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- *7 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(b) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)および当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といい、使用言語は日本語に限るものとします。)を当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付説明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付説明書を受領した場合、速やかに独立委員会に提供するものとします。

なお、大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、当社取締役会は、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報提供を求めることがあります。(ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。)この場合、大量買付者においては、当該期限までに本必要情報を追加的に提出していただきます。かかる追加情報提供の要求は、上記買付説明書受領後またはその後の追加情報受領後 10 営業日以内に行うこととします。

- ① 大量買付者およびそのグループ(共同保有者*8、特別関係者および(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。)
- ② 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付説明書提出日前 60 日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ③ 大量買付行為の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、同法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。))を行

うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）

- ④ 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要
- ⑤ 大量買付行為の資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない 100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- ⑦ 大量買付行為の後に於ける当社グループの職員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ⑨ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
- ⑩ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

*8 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付説明書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様等に開示します。当社取締役会に提供された情報の内容等については、当社株主の皆様への判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に開示を行います。

(c) 当社取締役会による検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付説明書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を

法令ならびに株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める諸規則に従って適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から原則として 60 日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した外部専門家（弁護士、税理士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザーおよびコンサルタント等）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記（d）に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様等に公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、直ちに株主の皆様等に対して開示いたします。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記（g）に定める不発動決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

（d）独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3 名以上の委員より構成され、委員は当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者（社外弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者および取締役として経験のある社外者またはこれらに準ずる者をいう。）のいずれかに該当する者の中から選任するものとします。

本プラン更新当初において予定される独立委員会の委員には、佐藤壽孝氏、菱山隆二氏および水野靖史氏が就任いたします。（略歴は別紙 2 のとおりです。）独立委員会規程の概要は、別紙 3「独立委員会規程の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様等に情報開示を行います。

（e）対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて独立した外部専門家（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様等に情報開示を行います。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容および当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

（f）対抗措置発動の条件

（ア） 上記（b）に定める情報提供、取締役会評価期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為である場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い、または行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

（イ） 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基

づく大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものであると認められた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当し、かつ発動が必要かつ相当と判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

- (i) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する著しい侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社グループの重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社グループの高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買付(最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合
- (iii) 大量買付行為の条件(対価の種類・価格、大量買付行為の時期、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の可能性、大量買付行為の後における当社グループの職員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み、著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合
- (iv) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (v) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (vi) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの職員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者との関係または当社グループのブランド価値を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な悪影響を与える大量買付行為である場合
- (vii) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - ① 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

- ② 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されることを回避することができないか、またはそのおそれがある場合

(g) 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動等に関する決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動等（対抗措置の発動の中止を含みます。）に関する決定を行うものとします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

(h) 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置の発動または不発動について決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、本新株予約権の無償割当てを実施します。（本新株予約権の詳細については別紙4「新株予約権の要項」をご参照ください。）本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認

める事項について、適時に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4) 本プランの有効期間、廃止および変更

更新後の本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成 25 年 3 月期 (2012 年度) の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②独立委員会の勧告に従い、当社の取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成 22 年 5 月 21 日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

5. 本プランの高度な合理性 (本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由)

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しており、また東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成 20 年 6 月 30 日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、上記 3 (2)「本プラン更新の必要性」に記載したとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランの更新にあたり株主の皆様意思を適切に反映させる機会を確保するため、上記3(2)「本プラン更新の必要性」に記載したとおり、本定時株主総会において本プランのご承認をお諮りします。本定時株主総会においてご承認いただけない場合は、本プランは更新されず、廃止されることとなります。なお、当社取締役の任期は1年となっておりますので、取締役の選任を通じて株主の皆様意思を反映させることが可能です。また、上記4(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の決定を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として独立委員会を設置しております。

取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことがないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4(2)「本プランの発動に係る手続」(f)に記載したとおり、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 外部専門家の意見の取得

上記4(2)「本プランの発動に係る手続」(c)および(e)に記載したとおり、大量買付者が出現すると、取締役会および独立委員会は、当社の費用で独立した外部専門家(弁護士、税理士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザーおよびコンサルタント等)の助言を得ることができます。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、

当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主の皆様に対する影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主の皆様に対する影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)「本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)に記載する手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に対する影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済

的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もつとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項、ならびに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間中に、これらの必要書類を提出の上、原則として、本新株予約権 1 個当たり金 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、1 株の当社株式が交付されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、あらかじめご注意ください。

(b) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様が交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知しますので、当該内容をご確認ください。

当社株式の状況（平成22年3月31日現在）

- 1 発行可能株式総数 84,252,100 株
 2 発行済株式総数 25,282,225 株
 3 株主数 6,413 名
 4 大株主の状況

	株主氏名	株数	持株比率 (%)
1	三井物産株式会社	3,706,252	14.65
2	新日本空調協和会	1,408,719	5.57
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,312,700	5.19
4	株式会社 三井住友銀行	1,256,842	4.97
5	株式会社 東芝	1,255,031	4.96
6	中央三井信託銀行株式会社	1,238,100	4.89
7	新日本空調従業員持株会	947,529	3.74
8	日本電設工業株式会社	760,700	3.00
9	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	622,800	2.46
10	日本ユニシス株式会社	483,386	1.91

独立委員会委員の略歴

- [氏名] 佐藤 壽孝 (さとう ひさのり)
(生年月日:昭和 24 年 4 月 1 日)
- [略歴] 昭和 46 年 4 月 三井物産(株)入社
平成 10 年 12 月 同 船舶海洋部長
平成 14 年 2 月 香港三井物産(株)社長
平成 18 年 2 月 三井物産(株)内部監査部検査役
平成 20 年 6 月 当社常勤監査役 (社外監査役) (現任)
- [氏名] 菱山 隆二 (ひしやま たかじ)
(生年月日:昭和 10 年 11 月 15 日)
- [略歴] 昭和 34 年 4 月 三菱石油(株) (現新日本石油(株)) 入社
昭和 63 年 9 月 米国三菱石油(株)社長
平成 6 年 4 月 三菱石油開発(株)代表取締役専務取締役
平成 12 年 4 月 企業行動研究センター所長 (現任)
平成 13 年 6 月 (株)インテグレックス経営諮問委員会委員長
- [氏名] 水野 靖史 (みずの やすし)
(生年月日:昭和 46 年 1 月 24 日)
- [略歴] 平成 8 年 4 月 弁護士登録
遠藤・萬場総合法律事務所 (現フェアネス法律事務所)
所属
平成 16 年 10 月 同 パートナー (現任)

独立委員会規程の概要

- 1 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 2 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任する。ただし社外有識者は、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者および取締役として経験のある社外者またはこれらに準ずる者でなければならず、また別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- 3 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- 4 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うにあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。独立委員会の各委員および当社各取締役はかかる決議にあたっては、もっぱら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己または当社の経営陣の個人的な利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - ② 大量買付行為の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの決定および対抗措置の発動または不発動
 - ③ 対抗措置の中止
 - ④ 本プランの廃止または変更
 - ⑤ ①ないし④のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - ⑥ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

 - ⑦ 本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会の行うことができるものと定めた事項
- 5 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、職員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

- 6 独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 7 独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 8 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故があったときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

新株予約権の要項

I 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

新株予約権（以下、個別に、または総称して「新株予約権」という。）の内容は、下記Ⅱに記載される場所に基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

Ⅱ 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(a) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記（b）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

(b) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、金1円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、下記（7）項（b）の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得を通知または公告した日から

当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金額の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

(a) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは、承継した者、または(vi) 上記(i)ないし(v)の関連者(以下(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「特定大量買付者」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上である者をいう(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)

② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会が認めた者を含む。)

③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)の大量買付行為(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該大量買付行為の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者をいう(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)

④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

⑤ 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方

針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。

(b) 上記(a)にかかわらず、下記①ないし④の各号に該当する者は、特定大量買付者に該当しないものとする。

① 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される。)

② 当社を支配する意図がなく上記(a)(i)の特定大量保有者に該当することとなったものである旨当社取締役会が認めた者であつて、かつ、上記(a)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記(a)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(a)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、(a)(i)ないし(vi)に該当すると認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

(c) 新株予約権者は、当社に対し、自らが特定大量買付者に該当せず、かつ、特定大量買付者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項に関する誓約文言ならびに行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座(特別口座を除く。)等の必要事項を記載した書面、ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(d) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金は、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 当社による新株予約権の取得

(a) 当社は、上記(3)に規定する新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

(b) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、特定大量買付者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものを全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

(8) 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において決定する。

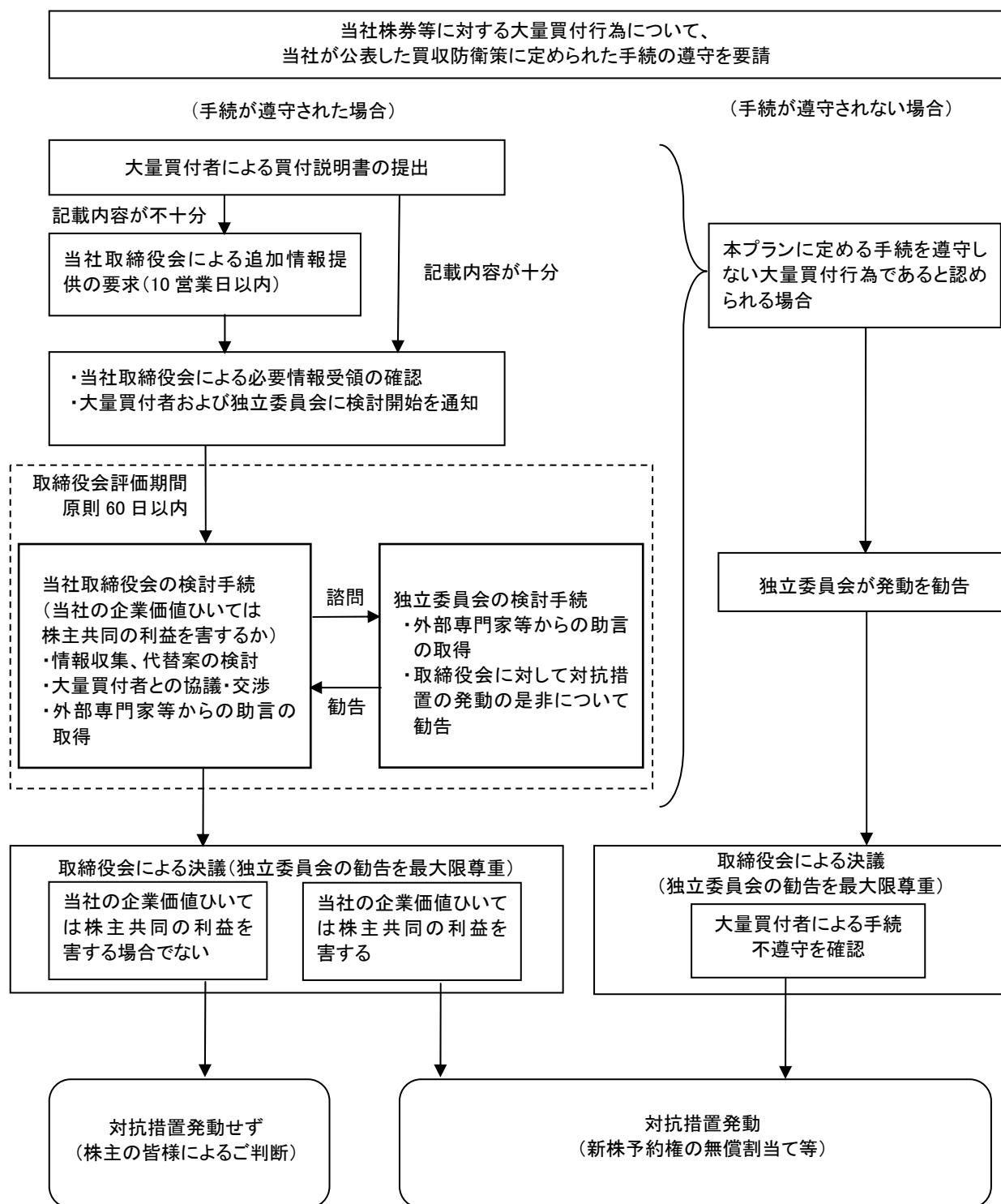
(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成22年5月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。